

応援します! 元気な経営!

商工会のご案内

商工会は 行きます 聞きます 提案します～会員満足向上運動～

師 崎 商 工 会

商工会は、法律で定められた公的な役割を果たす特別認可法人です。

だから、利害を超えてみなさまに寄り添ってご支援します。

商工会は、「商工会法(昭和35年度法律第89号)」に基づき設立された特別認可法人です。全国の市町村に1,648(令和3年4月1日現在)の商工会があり、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)に基づき、地域の商工業者の育成や地域の活性化を図るためのさまざまな活動を行っています。

商工会の役割

1 商工会は小規模事業者の支援団体です

商工会は、小規模事業者等の経営改善発達を支援する事業(経営改善普及事業)を行う「支援団体」としての役割を担っています。

2 商工会は地域の総合経済団体です

商工会は、主として町村における商工業の総合的改善発展を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした「地域総合経済団体」です。

CONTENTS

商工会の行う事業

小規模事業者の支援団体として

- 経営のお悩みに対し、専門家を派遣します ————— 3
- 経営(事業)計画書の作成、見直しをお手伝いします ————— 5
- 各種補助金・助成金申請のアドバイスをします ————— 7
- 設備・運転資金の相談、あっせんをします ————— 9
- 税務、経理を的確にサポートします ————— 11
- 煩わしい労働保険の事務を代行します ————— 12
- 販路開拓の場を提供します ————— 13
- もしもに備え、各種共済、保険を取り扱っています ————— 15

地域の総合経済団体として

- 部会活動を通じ、活発な交流を促します ————— 17
- 様々な事業を行い、地域経済活性化を図ります ————— 18

商工会は経営のお悩みに対し、専門家を派遣します。秘密厳守・相談は無料です。

中小企業施策の活用や、創業・事業承継の計画策定等を検討している小規模事業者等のみなさまのもとに経験豊富な専門家を派遣し、課題解決を支援します。

1 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

新事業展開（経営革新・地域資源活用・農商工等連携・新連携）を図る事業者の方、創業・事業再生・再チャレンジを目指す方、事業承継などの経営課題を抱える小規模事業者等を支援します。

【派遣回数 原則3回】



2 企業診断

経営戦略・市場調査・後継者育成・販売促進等の経営課題を抱える小規模事業者への相談対応において豊富な実績を有する専門指導員（中小企業診断士）を派遣し、改善策を提案することにより、経営支援を図ります。

【派遣回数 原則3回】



3 経営・技術強化支援事業(エキスパートバンク)

税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、弁理士、技術士などの専門家を小規模事業者等の要請で、直接、工場や事業所に派遣し、直ちに戦力となる技術や技能を支援します。

【派遣回数 1回 2回目以降有料、計3回まで】

支援分野

機械全般、金属、電気、電子、通信、情報、環境保全、品質管理、生産管理、鍛造、鋳造、熱処理、省エネ対策、建築一般、土木、インテリア、繊維一般、商業デザイン、マーケティング、人材育成、店舗施設管理、店舗開発、販売促進、IT化、法律など

4 地域弁護士制度

法律関係の困りごとを抱えているものの、どこに相談したらよいか分からない、弁護士に相談するほどの案件かどうか判断できない、弁護士は敷居が高く感じてしまって相談しづらい。

このような悩みをお持ちの事業者の方を、商工会職員と愛知県弁護士会の地域弁護士が連携してサポートします。

【初回相談無料 2回目以降有料】

遺言相談窓口

小規模事業者等の事業承継を円滑にするため「遺言相談」を行っています。様々な遺言相談の案件に携わった経験豊かな弁護士が相談に応じます。

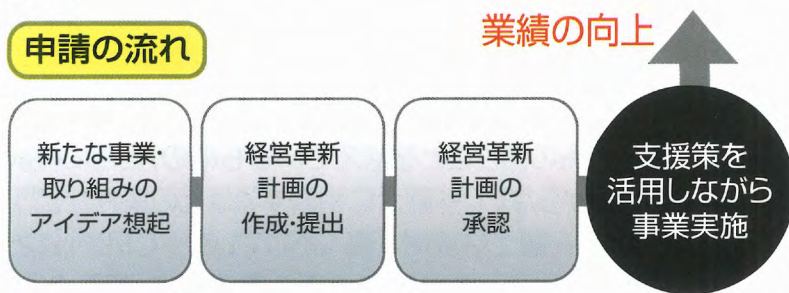
商工会は経営（事業）計画書の作成、見直しをお手伝いします。

経営計画書とは、現在の企業状況を分析し「企業のあるべき姿」を見据え、将来の損益等を数値で表したり戦略目標行動計画（アクションプラン）を定めたものです。

経営革新計画

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kinyu/0000042990.html>

中小企業等経営強化法に基づき、新たな事業活動に取り組む際、愛知県より経営革新計画の承認を受けると低利の融資など多様な支援策が受けられます。



計画の内容

以下のいずれかの新たな事業活動を行うことによって経営の向上を図る。

- ①新商品の開発または生産
- ②新役務（サービス）の開発または提供
- ③商品の新たな生産または販売方式の導入
- ④役務（サービス）の新たな提供方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用での他の新たな事業活動

支援策例

信用保証の特例（普通保証等の別枠設定等）

日本政策金融公庫の特例利率による融資

特許関係料金の減免

など

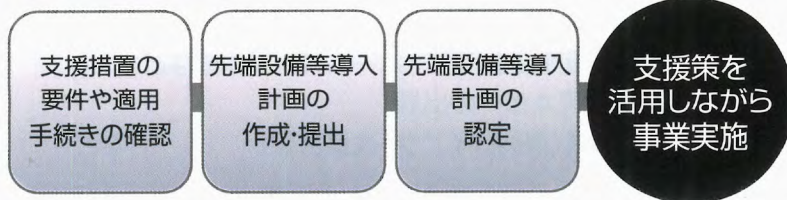
先端設備等導入計画

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/>

生産性向上特別措置法に基づき、中小企業・小規模事業者等が労働生産性の向上を図るための設備投資を行う際、新たに導入する設備が所在する市区町村より先端設備等導入計画の認定を受けると税制措置や金融支援が受けられます。

申請の流れ

本業の業績の向上



支援策例

新規取得設備に係る固定資産税の軽減
信用保証の特例(普通保証の別枠設定)など



(業種、事業規模等により申請できない場合があります)



お得な情報

中小企業基盤整備機構のアプリで簡単に経営計画が作れます。

「経営計画つくるくん」 <https://tsukurukun.smrj.go.jp/>

企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」が簡単に行えます。

「ローカルベンチマーク」 http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

商工会は各種補助金・助成金申請のアドバイスをします。

小規模事業者持続化補助金

要採択

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

活用例

新たな販売促進用チラシの作成・配布
新たな販売促進用PR(ホームページ作成など)
商談会・見本市への出展
店舗改装(陳列レイアウト改良含む) など

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

要採択

中小企業・小規模事業者が取り組む、生産力向上に資する革新的サービス開発、試作品開発、生産プロセスの改善を行うための設備投資等費用の2/3(中小企業は1/2)を補助します。

活用例

設備導入による品質向上、コスト削減
短納期化による競争力強化
高付加価値商品の試作
商品開発と販売ネットワークの拡大
など



IT導入補助金

要採択

バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールを導入する中小企業、小規模事業者に対し、要する費用の1/2を補助します。

事業承継引継ぎ補助金

要採択

事業承継やM&Aを契機とした、経営革新等への挑戦やM&Aによる経営資源の引継を行う中小企業・小規模事業者に対し、その取組に要する費用の2/3を補助します。

あいち中小企業応援ファンド

要採択

地域資源を活用した中小企業・小規模事業者の新事業展開(新製品開発、販路拡大、人材育成)を支援するため、要する費用の1/2(要件により2/3の場合あり)を助成します。

※補助金の申請にはそれぞれ要件があります。また、国等の予算により実施されない場合もあります。詳しくは商工会にお尋ねください。



商工会は設備・運転資金の相談、あつせんをします。

小規模事業者経営改善資金(マル経)

商工会の推せんにより日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資する「小規模事業者経営改善資金(マル経)」は、多くの方が利用しています。

融 資 対 象	商業・サービス業：5人以下 (宿泊業・娯楽業を除く) の事業者 常時使用する従業員が 製造業・その他：20人以下 ●商工会の経営指導を6ヶ月以上(原則)受けている方 (財務会計の整備状況等に応じて短縮できる場合があります) ●税金(所得税、法人税、事業税、都道府県民税等)を完納(原則)している方 ●同一地区(原則)で最近1年以上事業を行っている方 ●商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
融 資 限 度 額	2,000万円以内
返 済 期 間	運転資金7年以内(元金据置1年以内) 設備資金10年以内(元金据置2年以内)
保 証 人 担 保	保証人不要(法人の場合、代表者保証も不要)、担保不要
融 資 利 率	年1.21%(令和3年4月1日現在) ※最新の金利は商工会もしくは下記アドレスでご確認ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html

小規模事業者経営改善資金利用の メリット

- ① 固定金利、低利
- ② 無担保、無保証人、無保証料
- ③ 商工会窓口で申込ができるため、時間のロスがない
- ④ 身近な商工会の経営指導員に相談できるため、煩わしさが少ない

小規模企業等振興資金(通常、小口資金)

愛知県の制度融資として、事業資金を金融機関から借入れる「小規模企業等振興資金」等の推せんも行っています。

制 度 名	通 常 資 金	小 口 資 金
融 資 対 象	常時使用する従業員が 50人 (商業・サービス業は 30人)以下 の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	常時使用する従業員数が 20人 (商業・サービス業は 5人)以下の 会社、個人、企業組合、医療法人 (注：宿泊業及び娯楽業は 20人)
融 資 限 度 額	5,000万円	2,000万円 (申込額を含め保証協会保証付き融資 残高が2,000万円以内であること。)
返 済 期 間	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内(設備のみ)	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内(設備のみ)
保 証 人 担 保	保証協会所定 信用保証要	保証協会所定 信用保証要
融 資 利 率	3年 1.3% 5年 1.4% 7年 1.5% 10年 1.6%	3年 1.1% 5年 1.2% 7年 1.3% 10年 1.4%

(令和3年4月1日現在)

小規模企業者等設備貸与事業

小規模企業者が創業または経営の革新のために必要な設備を、(公財)あいち産業振興機構が機械販売業者から代わって購入し、その設備を長期・固定で割賦販売またはリースする制度です。

メリット

商工会を経由してお申込みいただくと利率が下がります。

商工会は税務、経理を的確にサポートします。

経理サポートサービス

事業者にとって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイスをします。

〔出来上がる書類〕

- 毎月：元帳、試算表 等
- 決算：元帳、精算表、貸借対照表、損益計算書 等

経理サポートサービス利用の メリット

- ① 青色申告者の場合、最大で65万円の青色申告特別控除を受けることができます。
- ② 出納帳などを基に商工会職員がその都度データ入力等を行うので、事務負担が大幅に軽減されます。
- ③ コンピューター処理されたデータは見やすく正確なため自社の経営状況の把握が容易です。
- ④ データを基に商工会からアドバイスを受けることができ、融資の際にも役立ちます。
- ⑤ 料金が格安です。

税理士への無料相談

決算や確定申告時期には、委嘱税理士が相談員として税務相談に応じます。相談日は、各商工会にお問い合わせください。

商工会は煩わしい労働保険の事務を代行します。

労働保険とは、労災保険と雇用保険との総称で、労働者を一人でも雇用している事業者は、業種を問わず、すべて労働保険に加入しなければなりません。

労働保険

労災保険

労働者が業務上の事由、通勤において負傷したり、病気になったり、死亡した場合に被災労働者や遺族に給付されます。

雇用保険

労働者が失業した場合に労働者の生活の安定、再就職を促進するために給付されます。

商工会は厚生労働大臣から認可を受け、労働保険事務組合として事業主に代わって、労働保険料の納付や各種届出を行っています。

事務委託のメリット

- ① 事務処理負担を大幅に軽減できます。
事務処理を事業主に代わって行うので、手間が大幅に軽減できます。
- ② 保険料を3分割で納付できます。
労働保険の額に関係なく、3分割で納付できるため、納付しやすくなります。
- ③ 事業主も労災保険に加入できます。
通常労災保険に加入することのできない事業主や家族従業員も特別加入することができます。

商工会は販路開拓の場を提供します。

まるッと!あいち 実店舗販売

「まるッと!あいち」は県営名古屋空港に設けられたアンテナショップで、愛知県内商工会地域から集められた特産品を販売しています。



出展の **メリット**

- ① 格安に出展できます。
- ② 自社商品の消費者ニーズを把握できます。
- ③ 自社の売上確保に繋がります。



金山総合駅や東京圏で、
出張販売も行っています。



むらからまちから館 **実店舗販売**

<http://murakara.shokokai.or.jp>

「むらからまちから館」は全国の中小企業の地域特産品を扱うアンテナショップで、日本唯一の公設地域総合専門館です。
東京都千代田区有楽町(東京交通会館)にあります。



出展の **メリット**

- ① 東京圏における自社商品の消費者ニーズを把握できます。
- ② 自社の売上確保に繋がります。

ニッポンセレクト.com **ネット販売**

<https://www.nipponselect.com/shop/>

「ニッポンセレクト.com」は、全国各地の隠れた逸品や特産品を販売する全国商工会連合会公式ショッピングサイトです。



出展の **メリット**

- ① 出展料は無料です。
(販売マージンはかかります。)
- ② 全世界に自社商品の情報が発信されます。
- ③ 自社の売上確保に繋がります。



商工会はもしもに備え、各種共済、保険を取り扱っています。

小規模企業共済制度

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

小規模企業の経営者等のための国の退職金共済制度です。

中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/kyosai/index.html>

取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防止するための国の共済制度です。

中小企業退職金共済制度

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

中小・小規模企業の従業員のための国の退職金共済制度です。

特定退職金共済制度

<https://www.aichipfsci.jp/>

商工会連合会地区内事業所の従業員のための退職金共済制度です。

中小企業共済制度

<https://www.ack-kyosai.or.jp/>

中小・小規模企業の経営者、従業員のケガや病気に備える共済です。業務時間内だけでなく、24時間補償なので安心です。

全国商工会会員福祉共済制度

<http://www.fukushi-kyousai.com/>

商工会会員とその家族、従業員とその家族のケガや病気、ガンに備える共済です。24時間補償で安心です。

商工会の休業補償制度

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=166/

病気やケガで働けない間、月々の所得を補償する制度です。



商工会会員が加入すると保険料が最大約44%割引されます。

商工会の業務災害保険制度

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=153/

高額化する企業賠償責任対策として、労災事故が発生した場合に賠償金と各種保険金を補償する保険制度です。



商工会会員が加入すると保険料が最大約58%割引されます。

商工会のビジネス総合保険制度

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=4922/

「損害賠償責任に関する補償」「休業損害に関する補償」「財物の損害に関する補償」等事業活動リスクを総合的に補償する保険制度です。



商工会会員が加入すると保険料が最大約33%割引されます。

商工会は部会活動を通じ、活発な交流を促します。

青年部・女性部

青年部、女性部は、商工会の内部組織として位置づけられ、商工会の各種事業に参加・協力し、それぞれの部で個性あふれる地域活動を展開しています。

研修活動

各種講習会・講演会や先進地視察研修などによる部員の資質の向上を行っています。



奉仕活動

ごみゼロ運動、花いっぱい運動、チャリティーバザーなどの奉仕活動を行っています。



地域経済振興活動

イベントの企画、協力などによる地域商工業の発展のための活動を行っています。



※その他にも、会員が業種別に分かれて、各業界の発展のために、情報の交換や共同事業などの活動を行う「商業部会」「工業部会」を設けています。また、「建設部会」「観光部会」「サービス部会」等を設けている商工会もあります。



商工会は様々な事業を行い、地域経済活性化を図ります。

1 地域経済振興事業

小規模事業者の経営活動は地域経済環境と密接な関連があり、個々の小規模事業者の支援と併せて需要開拓につながる取組や地域の魅力を踏まえた観光振興事業等、地域経済の活力を図る諸事業を行います。

2 商業振興事業

大売出し、購買力流出防止対策、大型店対策、駐車場や街路灯の設置、商店街の再開発、消費者との交流活動などを行います。

3 工業振興事業

地域特産品の研究開発、技術研修、物産展の開催、公害対策などを行います。

4 労務改善事業

従業員表彰や労働安全、福利厚生などを行います。

5 意見活動

中小企業・小規模事業者対策、地域振興策などについて行政庁等に対して意見具申を行います。



このまちの明日を支える商工会